## 随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

令和3年2月13日福島県沖 使用中止となり、講堂を体育館 育館の仮使用を再開したことが 来年度、第一・第二体育館の を利用することになるため、今 度内に完了する必要があること 競争入札に付することができた 見積りの相手方を選定した理 格付け等級Aランクの3者を選	信代替施設として使用から、今回、講堂の本の本格復旧工事を予算後の学校運営に支障とから、地方自治法がよいとき。)の規定に基理由は、発注種別の選	していた。 格復旧エ 官しており 証が生じな 近行令第1 基づき随意	が、被災度 事を行うも 、工事期間 いよう早急 67条の2覧 契約とする	区分判定の結 のである。 中、体育館代 に発注し、講覧 第1項第5号(『 ものである。	果を受け、第二体替施設として講堂 をの復旧工事を年 緊急の必要により
変更契約の内容					
変更契約年月日		年	月	日	
変更後の完成年月日		年	月	日	
変更後の契約金額					
変更契約をする理由					
<ul><li>□ 1 現場精査による数量増(減)</li><li>□ 2 ( ) 工事追加による増額</li><li>□ 3 その他( )</li></ul>					